

(新規用)

特別養護老人ホーム喜楽園 重要事項説明書 (三者契約)
(指定介護老人福祉施設)

当施設は介護保険の指定を受けています。
(北海道指定 第0173700105号)

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)	9
7. 残置物引取人	11
8. 苦情の受付について	11
9. 事故発生時の対応について	12
10. 第三者による評価の実施状況	12

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 北海道伊達博光会 |
| (2) 法人所在地 | 北海道伊達市向有珠町160番地7 |
| (3) 電話番号 | 0142-38-3001 |
| (4) 代表者 | 理事長 猪狩庄市 |
| (5) 設立年月 | 昭和54年12月21日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日指定
北海道指定第0173700105号
- (2) 施設の目的 在宅生活が困難な寝たきり高齢者等、要介護者への介護福祉施設サービスの提供。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム喜楽園
- (4) 施設の所在地 北海道伊達市向有珠町160番地7
- (5) 電話番号 0142-38-3001
- (6) 施設長(管理者) 氏名 高野 裕 和
- (7) 当施設の運営方針 個々の意思を尊重した施設サービス計画に基づき、社会生活上のお世話、機能訓練等、利用者が、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるように支援いたします。
また、地域や家族との結びつきを重視し、関係機関との連携を密接に図ると共に家庭的な雰囲気の中でのケアに努めます。
- (8) 開設年月 昭和55年4月1日
- (9) 入所定員 60人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、個室・2人部屋・4人部屋をご用意いたしております。(ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備 考
個室(一人部屋)	10室	従来型個室7室・多床室扱い3室
2人部屋	10室	
4人部屋	9室	
合 計	29室	
食 堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器]平行棒・肩関節輪転機・重滑車
浴 室	2室	一般浴室(リフト浴も可能)・特殊浴室
医 務 室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者(利用者)に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更:ご契約者(利用者)から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者(利用者)の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者(利用者)やご家族等と協議のうえと致します。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	兼務（1.0）	1.0名
2. 介護職員	19.4	19.0名
3. 生活相談員	1.0	1.0名
4. 看護職員	4.7	3.0名
5. 機能訓練指導員（看護職員を兼ねる）	0.3	（1.0）名
6. 介護支援専門員	1.0	1.0名
7. 医師	非常勤（1.0）	必要数
8. 栄養士（管理栄養士）	1.0	1.0名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週水曜日もしくは木曜日 14:00～16:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中 8:45～18:00 4～9名 夜間 18:00～9:00 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 月～金曜日 8:45～17:20 1.5～3名 土・日曜日、祝祭日 8:45～17:20 1～1.5名
4. 機能訓練指導員	（当施設においては、看護職員が機能訓練指導を兼務しておりますが、訓練指導加算料は保険請求しておりません。）

☆土日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> （1） 利用料金が介護保険から給付される場合 （2） 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

- ①入浴 →入浴又は清拭を週2回行い、特殊入浴装置を使用して入浴する事もできます。
- ②排泄 →排泄の自立を促す為、ご契約者（利用者）の身体能力を活用した援助を行います。
- ③機能訓練→機能訓練指導員（看護職員兼務）により、ご契約者（利用者）の心身等の状況に応じて、日常生活に必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を実施します。
- ④健康管理→医師や看護職員が、健康管理をおこないます。
- ⑤その他自立への支援
 - ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
 - ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日当たり）>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度や負担割合に応じて異なります。）

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
サービス利用料金	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円
2. うち、介護保険から 給付される金額	5,301 円	5,931 円	6,588 円	7,218 円	7,839 円
3. サービス利用に係る自己負担額	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
4. 食費に係る標準自己負担額	1,445 円				
5. 居住費用	多床室 855 円 従来型個室 1,200 円				
6. 自己負担額合計（1割）					
(3+4+5) 多床室	2,889 円	2,959 円	3,032 円	3,102 円	3,171 円
従来型個室	3,234 円	3,304 円	3,377 円	3,447 円	3,516 円
6. 自己負担額合計（2割）					
(3+4+5) 多床室	3,478 円	3,618 円	3,764 円	3,904 円	4,042 円
従来型個室	3,823 円	3,963 円	4,109 円	4,249 円	4,387 円
6. 自己負担額合計（3割）					
(3+4+5) 多床室	4,067 円	4,277 円	4,496 円	4,706 円	4,913 円
従来型個室	4,412 円	4,622 円	4,841 円	5,051 円	5,258 円

☆上記の他に下記項目が加算されます。

夜勤職員配置加算 I	13 円（日額）
看護体制加算 I・II	12 円（日額）
日常生活継続支援加算 I	36 円（日額）
介護職員等処遇改善加算 II	合計単位数の 11.3%（月額）
協力医療機関連携加算	100 円（月額）

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、ご契約者はサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者の保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者（利用者）の負担額を変更します。

☆ご契約（利用者）が、ご利用者の6日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。(契約書第19条、第22条参照)

1. サービス利用料金	2,460円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,214円
3. 自己負担額（1－2） 日額	246円

☆ご契約者（利用者）が、外泊、入院された場合、その分居室を空けている関係上、居住費として一日、多床室840円・従来型個室1,200円をその日数分お支払いいただきます。

☆ご契約者（利用者）が、入所された場合初期加算として下記の通りお支払い頂きます。

1. サービス利用料金	300円
2. うち、介護保険から給付される金額	270円
3. 自己負担額（1－2） 日額	30円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額ご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食費

食事原材料費プラス調理員人件費相当分標準自己負担額として、日額1,445円の負担をして頂きます。特別な食事（酒類含む）をご希望された場合は要した費用の実費を負担して頂きます。

②居住費

光熱水費相当分標準自己負担額として日額、多床室855円、従来型個室1,200円を負担して頂きます。

③理髪

毎月3回月曜日、理髪師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用頂けます。

利用料金：要した費用の実費

④貴重品の管理

ご契約の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金通帳

○お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑

○保管管理者：施設長

○出納方法 : 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出して頂きます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者等（利用者）へ交付します。

○利用料金は、保管管理・金銭の出納事務に係る人件費相当分及び、前記に係るコピー代等事務用品費相当分として、月額2,000円。

⑥レクリエーション、クラブ活動

○ご契約者（利用者）の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金：材料代等の実費をいただく場合もあります。

i) 主なレクリエーション行事予定

月	行事とその内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会（4月誕生者のお祝いを行います。） ・茶話会（抹茶、コーヒー、お菓子で会話しながら楽しい一時をすごします。） ・節句（武者）飾り（武者飾りを行います。） 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会（5月誕生者のお祝いを行います。） ・懇談会（入園者と職員の意見交換会、お茶を飲みながら、和やかな雰囲気で行います。） ・出張販売（伊達市内の業者が出張来園し衣類の販売を行います。） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会（6月誕生者のお祝いを行います。） ・日光浴（施設芝生、施設周囲で日光浴と散歩を行います。） 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会（7月誕生者のお祝いを行います。） ・懇談会（入園者と職員の意見交換会、お茶を飲みながら、和やかな雰囲気で行います。） ・日光浴（施設芝生、施設周囲で日光浴と散歩を行います。） 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会（8月誕生者のお祝いを行います。） ・夏祭り（ご家族、地域の方々と交えた夏まつりを喜楽園広場で行います。） ・お盆法要（寺院住職が来園し、お盆法要を行います。） ・日光浴（施設芝生、施設周囲で日光浴と散歩を行います。） 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会（9月誕生者のお祝いを行います。） ・懇談会（入園者と職員の意見交換会、お茶を飲みながら、和やかな雰囲気で行います。） ・出張販売（伊達市内の業者が出張来園し衣類の販売を行います。） ・彼岸法要（寺院住職が来園し、彼岸の法要を行います。） ・日光浴（施設芝生、施設周囲で日光浴と散歩を行います。） 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会（10月誕生者のお祝いを行います。） ・茶話会（抹茶、コーヒー、お菓子で会話しながら楽しい一時を過ごします。） ・ショッピング（希望者により伊達市内の商店へ行き買い物を行います。） 	

11月	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会(11月誕生者のお祝いを行います。) ・懇談会(入園者と職員の意見交換会、お茶を飲みながら、和やかな雰囲気で行います。) ・文化祭(手芸クラブ等の作品を喜楽園にて展示します。) 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会(12月誕生者のお祝いを行います。) ・懇談会(入園者と職員の意見交換会、お茶を飲みながら、和やかな雰囲気で行います。) ・クリスマス会(クリスマス会を行います。) ・正月まゆ玉飾り(正月のまゆ玉飾りを行います。) 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会(1月誕生者のお祝いを行います。) ・懇談会(入園者と職員の意見交換会、お茶を飲みながら、和やかな雰囲気で行います。) ・新年会(新年会を行います。) 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会(2月誕生者のお祝いを行います。) ・茶話会(抹茶、コーヒー、お菓子で会話しながら楽しい一時をすごします。) ・節分豆まき(施設内で豆まきを行います。) ・白鳥見学(有珠湾の白鳥見学を施設車両で行います。) ・雛壇かざり(雛壇かざりを行います。) 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会(3月誕生者のお祝いを行います。) ・懇談会(入園者と職員の意見交換会、お茶を飲みながら、和やかな雰囲気で行います。) ・室内ゲーム大会(施設内で運動会の雰囲気で行います。) ・彼岸法要(寺院住職が来園し、彼岸の法要を行います。) 	

ii) クラブ活動

音楽クラブ、手芸クラブ等(材料代の実費をいただく場合もあります。)

⑥複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には原則として実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑦ご契約者(利用者)の移送に係る費用

ご契約者(利用者)の通院や入院時の移送サービスを行います。

利用料金：無料です。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

⑧契約書第20条に定める所定の料金

ご契約者(利用者)が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金(日額)

ご契約者の要介護度	要介護1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料金 多床室使用	8,167円	8,847円	9,547円	10,227円	10,897円
料金 従来型個室使用	8,512円	9,192円	9,892円	10,572円	11,242円

(サービス利用料金+食費に係る標準自己負担額+居住費用)

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行なう2か月前までに説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア.窓口での現金支払い
イ.下記指定口座への振り込み
北海道銀行 伊達支店 普通預金 No.099760
社会福祉法人 北海道伊達博光会
理事長 猪 狩 庄 市

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	伊達赤十字病院
所在地	伊達市末永町81番地
診療科	総合病院

医療機関の名称	北海道社会事業協会洞爺病院 (洞爺協会病院)
所在地	虻田郡洞爺湖町高砂町126番地
診療科	内科・外科・整形外科・小児科・リハビリテーション科・泌尿器科 神経内科・歯科・歯科口腔外科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	なお歯科
所在地	伊達市弄月町241番地3
診療科	歯科

6. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当する至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。(契約書第14条参照)

- ①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は、要支援と判断された場合
(但し、ご利用者が平成12年3月31日以前からホームに入所している場合、本号、平成17年3月31日までは適用されません。)
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第15条、第16条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者(利用者)から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届書を提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③入院された場合
- ④事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご契約者及びご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情がみとめられる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第17条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者(利用者)が、契約締結時にご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ② ご契約者（利用者）による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信用行為を行なうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して3か月を越えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは、入院した場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

ご利用者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第19条参照）
当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6日以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

1日あたり 246円

②7日間以上3か月以内の入院の場合

7日以上3か月以内に退院された場合にも、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時予定された退院よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、7日以上についての入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

③3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第18条参照）

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人（契約書第21条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品（残置物）を当施設は、ご契約者に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。

また引渡しにかかる費用については、ご契約者にご負担いただきます。

8. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

【職名】 生活相談員 小 熊 康 仁

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 電話0142-38-3001
8時45分～17時30分

また、苦情受付ボックス（ご意見箱）を設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

伊達市福祉部	所在地	伊達市鹿島町20番地1
高齢福祉課	電話番号	0142-23-3331
介護保険係	受付時間	9時00分～17時00分
国民健康保険 団体連合会	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館
	電話番号	011-231-5161（代表）
	FAX	011-233-2178
	受付時間	9時00分～17時15分
北海道社会福祉協議会 （北海道福祉サービス 適正化委員会）	所在地	札幌市中央区北2条西7丁目 かでの2・7
	電話番号	011-204-6310
	FAX	011-204-6311
	受付時間	9時00分～17時15分

※苦情受付等の詳細につきましては別紙「苦情・相談窓口の設置について」をご覧ください。

9. 事故発生時の対応について

当事業所におけるサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な処置を行うとともに、以下の対応を講じます。

- (1) 当該ご利用者の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) 当該事業所の責任により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (4) 当該事故の原因を解明し、再発を防止するための対策を講じます。

10. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
② なし			

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム喜楽園

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービス提供開始に同意しました。

契約者住所 _____

氏名 _____ 印

利用者住所 _____

氏名 _____ 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建一部4階建
(2) 建物の延べ床面積 2,414.87㎡
(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

- [短期入所生活介護] 平成12年4月1日指定 北海道指定第0173700105号定員6名
[通所介護] 平成12年4月1日指定 // 定員15名
[居宅介護支援事業] 平成12年4月1日指定 //

- (4) 施設の周辺環境* 当事業所は、伊達市の西南部に位置し、善光寺、有珠海水浴場に近く、洞爺湖、有珠山が近隣する歴史のある場所にあります。

また、くるみ保育所、長和小学校、有珠中学校、伊達緑ヶ丘高校との交流や、北海道福祉教育専門学校等介護福祉士養成校の実習生受入れや地域行事の参加など、積極的に行っております。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員

ご利用者の日常生活の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員（看護職員を含めて）を配置しています。

看護職員

主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

3. 5名の看護職員を配置しています。

生活相談員

ご利用者の日常生活の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1. 0名の生活相談員を配置しています。

機能訓練指導員

ご利用者の機能訓練を担当します。

0. 3名の機能訓練指導員（看護職員兼務）を配置しています。

介護支援専門員

ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。

1. 0名の介護支援専門員を配置しています。

医師

ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

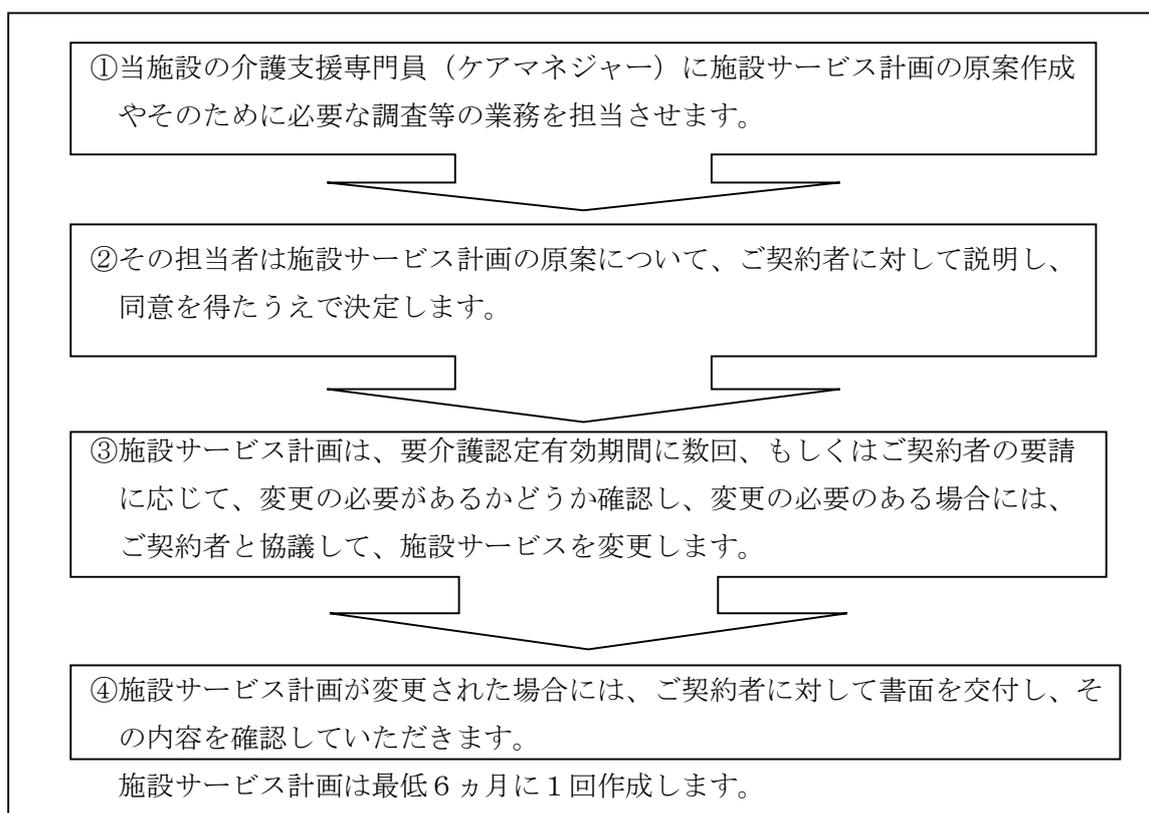
1名の嘱託医師（非常勤）を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後、作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
 - ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴衆、確認します。
 - ③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
 - ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
- ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑥事業者及びサービス従業者又は従業者は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者の又はご契約者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

(守秘義務)

ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

また、ご利用者のサービスを円滑に提供するために実施されるケアプラン会議及び退所後のサービスが円滑に提供されるために、他のサービス事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者又は契約者等の心身等の個人情報を提供します。

この情報提供有効期間は施設利用開始時から6ヶ月間。但し期間満了の7日前までに契約者から文書による情報提供取り止めの申し入れがない場合には、同条件で更新され、以後も同様とします。

5. サービス提供記録等の開示

ご契約者の求めに応じ、サービス提供記録、介護及び看護の記録を開示します。

6. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限*

入所に当たり、ペット類、危険物以外は原則的に持ち込むことはできますが、居室スペースの関係から、日常生活に必要な最小限の持ち物にてお願いいたします。尚、持ち込み物のご相談等は、入所契約時、ご契約者又はその家族と協議いたします。

(2) 面会

面会時間の制限は定めておりませんが、午後8時30分～翌午前6時までは利用者の就寝時間となっておりますので、ご利用の際はあらかじめご確認下さい。

※ご面会の際は、面会カードに記入下さい。

※食べ物を持ち込まれる際は、必ず職員にお知らせ下さい。(喉つまり事故防止のため)

(3) 外出・外泊 (契約書第22条参照)

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、原則として月6日間とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日まで申し出があった場合には、重要事項説明書5(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第10条参照)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

7. 損害賠償について (契約書第11条、第12条参照)

当施設において、事業者の責任によりご契約者又はご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者又はご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。